

氏名	田中極子
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第182号
学位授与年月日	2014年3月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	大量破壊兵器技術のデュアル・ユース性における 軍備管理レジームの現代的意味 (Contemporary Meanings of Arms Control Regime with Respect to the Dual-Use Nature of Weapons of Mass Destruction)
論文審査委員	主査 教授 千葉 眞 副査 教授 植田 隆子 副査 教授 木部 尚志 副査 教授 毛利 勝彦

論文内容の要旨

(1) 本博士論文は邦語で書かれており、そのタイトルは「大量破壊兵器のデュアル・ユース性における軍備管理レジームの現代的意味」である。

大量破壊兵器として分類されるのは、核兵器、生物兵器および化学兵器である。大量破壊兵器は、比類なき破壊力、その殺戮能力の無差別性、被害者が長期にわたり深刻な後遺症に苛まれるという共通の特徴のゆえに一貫して国際的な規制の対象となってきた。同時に、核兵器、生物兵器、化学兵器は、その元になる核分裂性物質、化学物質および毒素、それらに関連する知識や技術を用いて、軍事的な破壊行為に加えて平和目的の用途をもつデュアル・ユース性という共通点を保持している。本論文の目的は、大量破壊兵器のデュアル・ユース性を踏まえ、現代世界におけるその脅威に対して構築されてきた軍備管理レジームの現代的意味を考察し、それを問いなおすことにあるといえよう。

本博士論文は、初めに大量破壊兵器のデュアル・ユース性の本質とは何かを検討している。次に本論文は、軍備管理レジームが、デュアル・ユース性がもたらす脅威にどのように対処しているのか、または対処できていないのかについて、核兵器不拡散条約(NPT)体制、生物兵器禁止条約(BWC)ならびに化学兵器禁止条約(CWC)の規範理念・成立過程・実際の運用と役割を検討している。これら二つの作業を通して、本論文が最終的に明らかにするのは、デュアル・ユース性によりもたらされる新たな課題に対して、軍備管理レジームのあり方が及ぼす影響や意味、役割や機能について批判的かつ建設的に考察し

ている。

(2) 本論文がとくに焦点を当てているのは生物兵器と化学兵器である。これらを扱う BWC および CWC はそれぞれ、両兵器を完全に禁止することを規範理念とし、すべての締約国に対して平等に義務を課している。この点でこれら二つの体制は、核兵器を保持する五大国の現状維持を承認し、核不拡散を目指す NPT 体制とは基本的に相違している。

BWC 体制と CWC 体制は、規範理念およびデュアル・ユース性に対する捉え方に共通性があるものの、その理念を遂行するための機能の制度化は対極的である。CWC 体制は化学物質に関する活動やそのための施設が、合法目的から非合法目的に転用されないように、化学産業における活動も検証措置の対象とし、締約国による申告とそれに基づく査察の二段構えでの通常の検証措置に加え、CWC 違反の疑惑が生じた場合には、他国により査察の申立てを行う「チャレンジ査察」制度を設けている。また、CWC 体制は、検証措置を実施するための機関として OPCW を設置しており、その内部機関として、検証措置の結果を議論し、意思決定を行うための場として、締約国会議及び執行理事会を設置している。さらに、デュアル・ユース性に適時的に対応するために、科学技術発展を評価するための科学諮問委員会を制度化している。これに対して、BWC 体制は、そのいずれの機能も制度化されておらず、運用検討会議のみが条約の運用状況を確認する唯一の場となっている。

上記の相違により、NPT 体制、BW 体制、CWC 体制は、デュアル・ユース性がもたらす現代の脅威に対してそれぞれ異なる課題に直面していることが示された。NPT 体制は、核不拡散、核軍縮へ向けた努力、原子力の平和利用を規範理念の三本柱としているが、核兵器国と非核兵器国を固定化する差別的な構造も要因となり、核不拡散を重視する核兵器国と、核軍縮および原子力の平和利用を強く主張する非核兵器国との間でつねに対立が生じている。CWC 体制は、法的枠組みが詳細であることから、新たに発生する脅威や課題に対しては、条約上の制度の抜け道を防ぎ、制度を完全にしていくことがその対応措置の中心となっている。BWC 体制は、その義務の遵守を確保するための検証制度を備えていないため、条約上唯一規定されている運用検討会議を通じた活動のみが、条約の実効力を強化するための手段となっている。

(3) 第 1 章におけるこうした前提的考察を踏まえたうえで、第 2 章以下では、核兵器 (第 2 章)、生物兵器 (第 3 章) および化学兵器 (第 4 章) を個別に取り上げ、デュアル・ユース性によりもたらされる脅威が認識されてきた過程を、軍備管理レジームの形成過程との関係において検証している。その作業を通じて著者は、大量破壊兵器に関連する物質および技術のデュアル・ユース性ならびに軍備管理レジームが安全保障環境に及ぼしてきた影響を考察している。

とりわけ、第 3 章では生物兵器が取り上げられているが、著者は生物兵器のデュアル・ユース性によりもたらされる新たな脅威に対して BWC がどのようなアプローチで対処しているかを分析している。第 4 章において著者は化学兵器の使用の歴史を概観しつつ、化学兵器が民軍両用の二面性に限らず、数多くの目的において用いられてきたことを明らか

にした。イラン・イラク戦争、日本のオウム真理教によるサリン事件ほか5つのケースの検証を通じて、科学兵器使用の実態とその多様性が明らかにされている。また著者は、化学兵器の禁止を規範化する動きを 1925 年に成立したジュネーブ議定書にまでさかのぼり、CWC 体制の成立過程を明らかにしている。また 2013 年に開催された CWC 第 3 回運用検討会議での議論や方針が分析に付され、今日、国際安全保障環境の変化や科学技術発展に伴う新たな脅威に対しては、「再出現の防止」という用語を用いて広くデュアル・ユース性を捉え、CWC の産業検証体制を強化することに限らず、締約国内での CWC の実施能力の強化を通して対処することの必要性が確認され、CWC 体制の意義があらためて指摘されている。

(4) 第 1 章から第 4 章を通して、本論文での分析や考察の特質として特筆すべきは、大量破壊兵器のデュアル・ユース性が伝統的に特定の「モノ」に内在する特性と捉えられていたのに対して、社会的に構築される性質を持つことを明らかにした点である。この関連で著者の分析として注目したいのは、こうしたデュアル・ユースの社会構築（成）性が、軍備管理レジームの形成過程に影響を及ぼすことと実証的に示した点である。NPT 体制は、核保有国が増加することが安全保障上の脅威と認識されたことにより、その拡散を防止するための体制として成立した。それに対して BWC 体制および CWC 体制は、平和利用から軍事転用されることが安全保障上の脅威として認識されたことから、生物兵器および化学兵器を使用の目的に基づき定義し、敵対的目的での開発及び使用を全面的に禁止するレジームとして成立している。こうした経緯と見解が説得的に提示されている。

次にもう一つの著者の課題は、大量破壊兵器によりもたらされる脅威に対抗する手段として、軍備管理レジームを分析することにあつた。この作業を通して、NPT 体制が、安全保障分野における国際レジームの形成という側面においては一つの類型であることは間違いないと認識されつつ、しかし他方、冷戦後の安全保障環境の変化に直面してその限界を示していることが明らかになったと指摘される。レジーム外の諸国に対してはその効力は及ばず、また、そうしたレジーム外の諸国を無視ないし軽視することによって、レジームそれ自体の信頼性が揺らいでいると指摘されている。BWC 体制は、生物兵器の全面禁止を規範理念としながら、その実現のための法的拘束力のある手段を備えていないなかで、非公式の取組みを通じた緩やかなレジームを形成し、問題に関与する主体が行動する余地を拡大することにより「自律的統治ネットワーク」とも呼びうるガバナンスの創出につなげる動きが示された。同様に包括的な規範理念を保持する CWC 体制は、その理念を実現するための手段として詳細かつ介入的な機能を制度化しており、化学兵器に関連するあらゆる脅威を CWC の枠組み内で完全に排除することが目指されていることが明らかとなった。

最後に本論文は、これらの作業を通して、デュアル・ユース性によりもたらされる新たな課題に対して、この課題が脅威と認識される過程において、軍備管理レジームのあり方が影響を及ぼしていることを明らかにしている。すなわち、軍備管理レジームが、脅威に対抗する手段としての役割と、脅威認識を形成する変数としての役割の両側面をもつことを、

著者は説得的に提示している。NPT 体制は、その規範理念が国家に対する核兵器の不拡散を目指している。それゆえに NPT により核保有を認められない諸国による核兵器開発計画は、NPT 体制を中心とする大国主導の国際秩序への挑戦と認識され、安全保障上の最大の脅威と捉えられる。また、非国家主体によるテロ行為に対しては何らの効力も有しないことから、テロリスト集団が核兵器や関連物質を用いることに対してはきわめて脆弱であり、そこに NPT 体制の限界が示されている。CWC においては、その規範理念の実現の度合いを誰がどのように評価するかに応じて、脅威の認識が異なることが示された。このことは、CWC 運用検討会議において、化学兵器の廃棄が完了していない国により脅威がもたらされると解釈し、化学兵器の廃棄を CWC の優先課題と位置づける締約国と、化学産業が世界規模で普及するに伴い事業所のセキュリティ確保が十分ではない国により脅威がもたらされると解釈し、産業検証制度の強化を優先課題と位置づける締約国とが、対立的に存在している事実によって示されている。これに対して BWC においては、生命科学分野における科学技術発展により、先端的な技術が悪用又は非意図的に誤用されることによる未知の脅威に対する懸念が、生命科学分野に携わる科学者により指摘されている。BWC 体制には、規範理念を実現するための法的拘束力のある手段が備わっていないが、こうした新たな脅威に対しては、検証体制に基づく条約遵守の確保という軍備管理に主流であったアプローチではなく、締約国政府間に加えて広く科学者や NGO を巻き込んで情報共有を継続的に実施するアプローチが選択されている。BWC 体制におけるこのような傾向は、政府間に限らず、科学者を含む市民社会や企業等の民間部門を包摂する対話や協議の制度化を通じた柔軟いレジーム形成の有益性が示されたものといえる。本博士論文においては、以上の重要な分析や指摘が、説得的に提示されている。

論文審査結果の要旨

(1) わが国において、また世界においても、大量破壊兵器のデュアル・ユース性に関する研究は、いまだに重要な文献が少なく、初歩的な段階にある。この分野の日本語の優れた文献としては、本博士論文でも参照された阿部達也『大量破壊兵器と国際法』（東信堂、2011年）や黒澤満『核軍縮と世界平和』（信山社、2011年）など、いくつかある。しかし、これらの啓発的な諸著作は、必ずしも大量破壊兵器のデュアル・ユース性を主題として扱ったものではない。その意味で本博士論文は、わが国のこの主題の研究において先駆的な仕事になるといえよう。しかも、著者の田中極子氏は、外務省の特別研究員の立場でハーグとジュネーブにおいて軍縮問題および生物兵器・化学兵器の禁止にかかわる作業部会や国際会議の運営に直接かかわってきた4年の経験がある。こうした本研究テーマの最新の資料や文書を縦横に使用し、現場のファースト・ハンドの知見を十分に活用できたメリットはきわめて大きく、そうした経験や知見の圧倒的な重要性は本博士論文のいたるところに観察できる。

本博士論文の学術的意義は多々あるが、とくに注目したいのは、今日の国際関係論や国際政治学で重要な堅塁を築き上げつつあるアレクサンダー・ウェントらによって展開されてきた「コンストラクティヴィズム」（構成主義）の手法を随所に活用していることである。NPT体制、BWC体制、CWC体制のそれぞれにおける軍備管理レジームが、大量破壊兵器開発に関する現実との対応のなかで「社会構築（成）的に」形成され展開されていった詳細な論理と具体的な経緯が、説得的な仕方でも説明されている。ここに本博士論文の主たる特色があると評価できるであろう。

(2) 本博士論文の中間報告と審査は、2013年9月19日（木）午前11時半から2時間余り、教育研究棟257室で行われた。基本的にレベルの高い中間報告であることが了承されたが、個々の点について、また博士論文の全体のまとまりに関して、各論文審査委員からコメントや批判や助言があった。

この中間報告を経て三ヶ月半ほど後の2014年1月初旬に本博士論文は提出された。そして最終論文審査は2月3日（月）午後3時10分から教育研究棟347室で行われた。討議と意見交換は一時間半余りに及んだが、基本的に中間報告段階の論文に比べて、格段に整理され、分析と議論も収斂がはかられ、議論の筋も明確になったことが指摘された。木部委員の方からは、大量破壊兵器のデュアル・ユース性に関する国際管理レジームと現実の推移との関連における社会構築（成）性の指摘について、さらにそうした社会構築性の形成と諸国家の利害関心や非国家主体のかかわりについても、質問が提出され、説得的な応答がなされた。さらに植田委員からは、本博士論文のテーゼの新しさと貢献について質問がなされたが、この問いに対してNPT体制、BWC体制、CWC体制のそれぞれの形成過程や対応の多様性を社会構築性の視点から厳密に比較検討した点にあるとの著者の応答

がなされた。

毛利委員の方からはその社会構築性の BWC 体制と CWC 体制それぞれにおけるメリットとデメリットについての質問があった。これについて田中氏からは、CWC 体制よりも BWC 体制の方が社会構築性の視点からより明確に説明できたという応答がなされた。千葉委員の方からは、BWC 体制、CWC 体制との対比において NPT 体制については余り掘り下げがなされなかった理由に関して質問がなされた。NPT 体制が他の二者と異なり、大量破壊兵器を各国に均一的に禁止することを謳うものではないというのは、その問題を十分に踏み込んで検討することを回避した理由として適切かという問いであった。この問いに対しては、NPT 体制に関しては将来に期待される核兵器禁止条約および廃止条約との関連で広く取り組む必要があるので、本博論論文では十分に取り組むことができなかったが、将来の課題であるとの応答がなされた。

これら数多くの質問やコメントに対して、田中氏は一つ一つ丁寧に応答された。もちろん、これらの応答のすべてが、説得力のあるもの、明晰な仕方ではなされたとは言いきれない面もあるが、田中氏はこれらの問いやコメント一つ一つに十分な知識と情報と洞察によって応答していることが了解された。

(3) こうして口述試験は、既述したように 2014 年 2 月 3 日 (月) 午後 3 時 10 分から教育研究棟 347 室で行われた。この口述試験の後、引き続いて審査委員会を行なった。委員会は、本論文が博士論文に値する研究であること、大量破壊兵器のデュアル・ユース性に関する高水準の研究であり、さらに興味深い論点視点や独自の理解が示されていることを確認し、博士論文審査に合格と判断した。